

手話は音声言語とは異なる言語です

手話とは

手指や体の動き、表情等により表現される、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語です。
日本語とは異なる文法体系を持っています。

ろう者とは

聴覚障がい者のうち手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者です。日常生活又は社会生活において、手話を使って生活しているろう者にとっては、筆談や字幕よりも手話を使った方が分かりやすい場合があります。

手話を覚えてみませんか



ありがとう

右手の手のひらを左手甲に軽く当て、おが拝むようにする。



おつかれさま

左腕を右こぶしで軽くたたく。



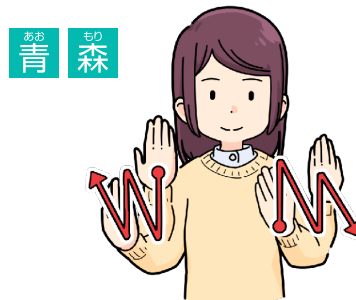
すみません

右手の親指を人差し指で眉間をつまみ、右手でおが拝むようにする。

やってみよう

青 右手の手ひらをほおに軽く当て、後ろに引く。

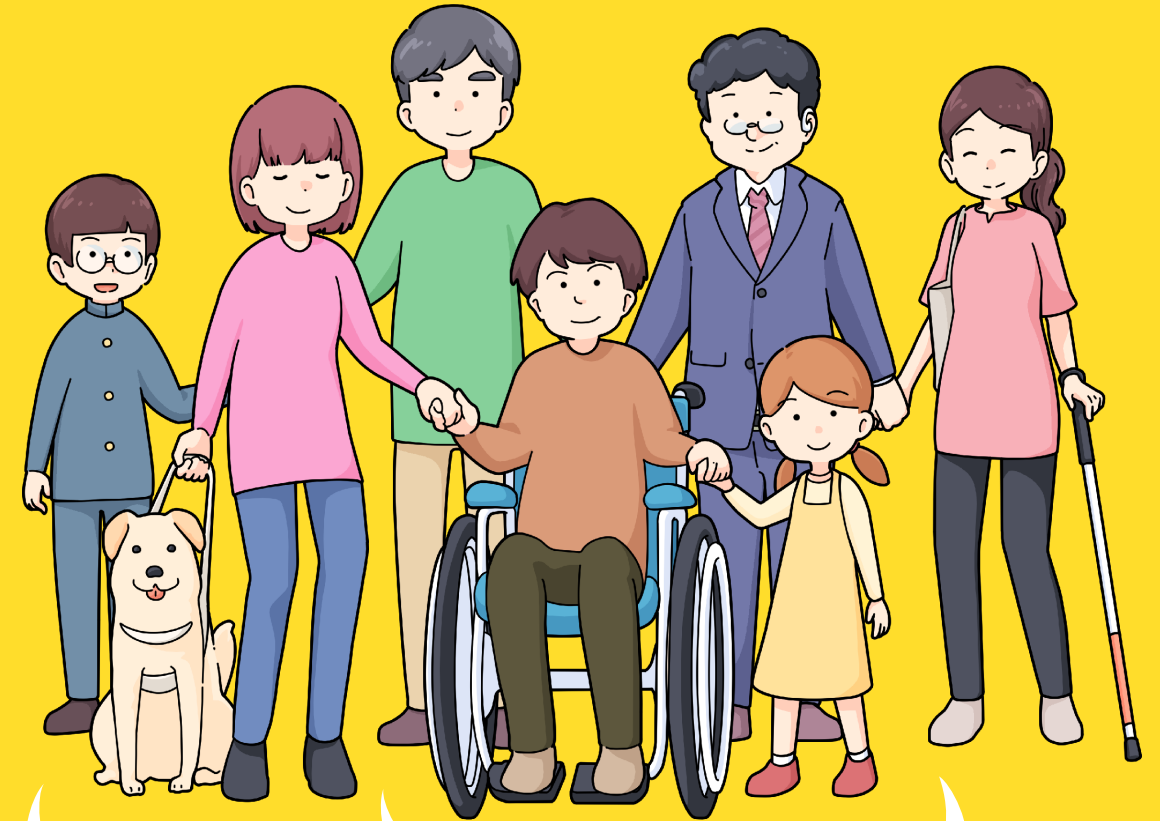
森 目の高さで指先を軽く開いた両手の甲側を前に向けて交互に上下させながら左右に開く。



あお 森

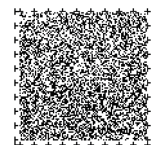
お互いに話せるって楽しいね

まずは理解を深め、コミュニケーションしてみよう



一番大切なのは、相手を一人の人として尊重し、「話したい」という気持ちを持つことです。最初は勇気があるかもしれませんが、お互いを理解しようとする気持ちがあれば、きっと良いコミュニケーションが生まれると思います。

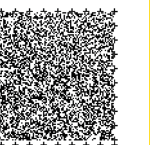
いしそつうしゅだん かん 意思疎通手段に関する 条例の種類	あおもりけんしやう しや いしそつうしゅだん 青森県障がい者の意思疎通手段 利用の促進に関する条例 こふぶ しこうぎ れいむにねんさんがつにじゅうしちにち 公布・施行日／令和2年 3月 27日 しょう しや たよう いしそつうしゅだん 障がい者にとっての多様な意思疎通手段についての けんみん りかい そくしん しょう しや いしそつうしゅだん りよう 県民の理解の促進や、障がい者が意思疎通手段を利用 かんきよう せいび とく しやすい環境の整備に取り組みます。	あおもりけん しゅわ げんご じょうれい 青森県手話言語条例 こふぶ しこうぎ れいむにねんさんがつにじゅうしちにち 公布・施行日／令和2年 7月6日 しゅわ げんご けんみんどう りかい そくしん 手話が言語であることの県民等の理解の促進や、 しゅわ しょう かんきよう せいび とく 手話を使用しやすい環 境の整備に取り組みます。
いっばん あおもりけんみん せきむ 一般の青森県民の責務	しょう しや いしそつうしゅだん ひつようせい りかい ■障がい者の意思疎通手段の必要性について理解する	しゅわ あよ しゅわとく ひつようせい りかい ■手話及びその習得の必要 性について理解する
あおもりけんないじぎょうしや せきむ 青森県内事業者の責務	しょう しや いしそつうしゅだん ひつようせい りかい しょう ■障がい者の意思疎通手段の必要性について理解し、障がい しや いしそつうしゅだん りよう ころりてき はいりよ 者が意思疎通手段を利用できるよう合理的な配慮をする	しゅわ あよ しゅわとく ひつようせい りかい ■手話及びその習得の必要 性について理解する
がっこうとうせつちしや とく 学校等設置者の取り組み	いしそつうしゅだん りよう ひつよう 意思疎通手段の利用を必要とする 児童等が在籍する学校等 きょうしよくいん いしそつう かん けんしゅう ■教 職 員の意思疎通に関する研 修 いしそつうしゅだん けいはつ がくしゅう きかい かくほ ■意思疎通手段の啓発・学習の機会の確保 じどうとう ほごしや そうだん たいおう ■児童等・保護者からの相談への対応	しゅわ じどうとう ろう者である児童等が 在籍する学校等 きょうしよくいん しゅわ ■教 職 員の手話に かん けんしゅう 関する研修



おんせい
音声コード

はっこう あおもりけん けんこういりようふくしぶ しょう ふく し か
発行／青森県 健康医療福祉部 障がい福祉課

あおもりながしま1ちょうめ1ばん1 ちよう
〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号
でんわ ファクシミリ
TEL 017-734-9309 FAX 017-734-8092



おんせい
音声コード